令和3年度国民健康保険税納税通知書(第3~第10期本算定)を発送します

問合 保険年金課国民健康保険G **☎**24-1113

世帯主あてに国民健康保険税の納税通知書または決定通知書を7月中旬に送付します(世帯主が国民健康保険に 加入していなくても、世帯の中に加入者がいれば、世帯主あてに通知書が届きます)。

今回送付するものは、前年中の所得、世帯内の国民健康保険加入者数および加入月数を基に年税額を決定したも のです。

特別徴収について

次の要件に全て該当する方は、特別徴収(年金から天 引き)による納付方法となります。

- ・世帯主が国民健康保険に加入していること
- ・世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳 未満であること
- ・年金の年額が18万円以上で、国民健康保険税と介護 保険料の合計額が年金額の2分の1を超えないこと 特別徴収による納付方法を希望しない方は、申請に より口座振替による納付方法に変更することができま

持ち物 被保険者証、口座振替を希望する金融機関の 通帳および届出印、またはキャッシュカード

減免制度について

次のような事情で国民健康保険税を納めることが困 難な世帯の方は、申請により国民健康保険税の一部ま たは全部を減免します。

- ①災害により居住する家屋が被害を受けた場合
- ②世帯主および国保加入者の所得が劇的に減少する見 込みの場合
- ③新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難 な場合 など

詳しくは、7月中旬送付の国民健康保険税納税通知書 に同封する書類をご覧の上、問い合わせ先までご相談 ください。

非自発的失業者の軽減制度について

65歳未満の方が倒産・解雇・雇い止めなどの理由で失 業した場合は、申請により国民健康保険税を軽減しま す。

持ち物 被保険者証、雇用保険受給資格者証、個人番 号が分かるもの

便利・確実・安全な口座振替を ご利用ください

口座振替は、現金の管理や金融機関等に行く手間が 省け、納付し忘れの心配がなくなるため大変便利です。

市役所の窓口での手続きでは、キャッシュカードをオ ンライン端末で読み取り、暗証番号を入力すれば、その 場で申し込みが完了します。ぜひご利用ください(一部 利用できない金融機関、キャッシュカードがあります)。

国民健康保険税を滞納すると

国民健康保険は、加入者の万一のけがや病気に備 え、お互いが国民健康保険税を負担し合って支えあう 相互扶助の制度です。国民健康保険税を納めないと、 納期限内に納付している大多数の加入者との公平性を 欠き、国民健康保険の運営にも影響を及ぼすことにな りますので、期限内の納付にご協力くださいますようお 願いします。

なお、国民健康保険税を長期間滞納すると、被保険 者証の有効期限が短くなったり、被保険者証の代わりに 資格証明書が交付され、医療機関での医療費が全額自 己負担となることがありますのでご注意ください。

高齢受給者証をお持ちの方へ

70~74歳の国民健康保険加入者に交付している高齢受給者証の有効期限が7 月31日で切れますので、8月以降に使用する新しい高齢受給者証を7月下旬に発 送します。

高齢受給者証は、医療機関での自己負担割合を示すものです。受診するときは 必ず被保険者証と一緒に窓口に提示してください。

なお、自己負担割合は、令和3年度の市・県民税課税所得金額により決定してい るため、所得の増減などにより変更となる場合があります。

有効期限が切れた高齢受給者証は、個人情報が読み取れないように裁断して 破棄するか、問い合わせ先へ返却してください。



国民年金保険料の免除制度および猶予制度

問合 保険年金課医療·年金G **2**24-1114

国民年金は、所得の減少や失業等で経済的 に納付が困難な場合、本人・世帯主・配偶者(納 付猶予は、本人と配偶者)の前年所得が一定 額以下の場合には申請により、保険料の納付 が免除等になります。

免除周期 每年7月~翌年6月 受付 令和3年度分…7月から 過去2年間遡及の場合…随時

持ち物

- 年金手帳
- ・令和元年12月31日以降に退職された方は、 離職票または雇用保険受給資格者証(1年 以上溯及の場合別途必要の場合有)

その他

- ・災害などが理由の場合は、その事由発生の 前月分からです。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により所 得が相当程度まで下がった場合は、臨時特 例措置として国民年金保険料免除申請が可 能です。

注意 免除制度は、毎年申請が必要です。た だし、継続申請希望者で前年に引き続き全 額免除·納付猶予に該当した方は申請の必 要はありません。

免除の対象となる所得の日安

区分	所得の基準		
全額免除	(扶養親族等の数+1)×35万円+32万円		
4分の3免除	88万円+扶養親族等控除額 +社会保険料控除額等		
半額免除	128万円+扶養親族等控除額 +社会保険料控除額等		
4分の1免除	168万円+扶養親族等控除額 +社会保険料控除額等		

※所得の種類や控除額などによって、免除に該当しない場合も ありますのでご了承ください。

保険料免除·保険料納付猶予制度

区分	月額	受給 資格	受け取る年金額の割合		追納期間		
	保険料	期間	H21.4以降	H21.3以前			
全額免除	0円	算	8分の4	6分の2	10年以内		
4分の3免除	4,150円	入	8分の5	6分の3	※3年度目以降に追納する場合		
半額免除	8,310円	され	8分の6	6分の4	は、当時の保険料額		
4分の1免除	12,460円	」 ま	8分の7	6分の5	に経過期間に応じた		
納付猶予 (50歳未満)	0円	す	0		加 算 額 が 上 乗 せ さ れます。		

※4分の3·半額·4分の1免除に該当した場合、その納付部分を納 めないと未納期間になります。

後期高齢者医療被保険者証の更新

現在、お持ちの被保険者証の有効期限は7月31日出で す。8月1日印から使用できる被保険者証は、7月中旬から下 旬にかけて簡易書留郵便で発送します。転送不要郵便のた め、転送の手続きを取られている場合は、お届けできない ためご注意ください。

被保険者証の色は、オレンジ色から若草色にかわります。 保険料に未納がある方については、納付相談を行い被保 険者証の交付をします。

後期高齢者医療保険料額の決定

保険料額決定通知書は、7月中旬に郵送を予定していま す。普通徴収の方には納付書を同封しますので、各金融機 関等でお支払いください。

後期高齢者医療 コールセンターの開設

愛知県後期高齢者医療広域連合では、後期高齢 者医療の保険料の算定方法や保険証の負担割合 等についてのコールセンターを開設します。

開設期間

7月12日(月)~8月31日(火) (土・日曜日、祝日も開設)

間調

午前8時45分~午後5時15分

問合

20570-011558

介護保険負担限度額 証の更新 お知らせ

問合

高齢介護課からの

高齢介護課介護保険G **2**24-1117

ご確認ください。

月中旬に送付します。ご自身の負担割

色)の有効期限は7月31日出です。8月 日田から適用される負担割合証は7

現在、お持ちの負担割合証(さくら

介護保険負担割合証の送付



負担割合判定フロ

ます。負担限度額認定証(若草色)をお は、申請により利用者負担が軽減され 用する場合の食費と居住費(滞在費)

認定

ショートステイや介護保険施設を利

毎年8月末までに申請が必要です。 持ちの方が引き続き軽減を受けるには、

現在負担限度額認定を受けている方

本人の 3割負担 > 合計所得金額が 下記以外の場合 220万円以上 同一世帯の第1号被保険者の 2割負担 年金収入+その他の合計所得金額 (①か②へ) 単身:340万円未満

本人の 合計所得金額が ①下記以外の場合 160万円以上

本人の >合計所得金額が 160万円未満

220万円未満

受 付

7月1日休~8月31日伙に高齢

第1号 被保険者

介護課へ。

※ただし、申請をしても受給要件に該

当しなくなった場合は、負担軽減を受

けることができなくなります。

をお願いします。

合がありますので、必ず期間内に手続き と減額を受けられない月が発生する場 付します。減額の適用開始期間は8月 には、7月上旬以降に更新申請書を送

日田からとなります。申請が遅れる

合については、「介護保険負担割合証」で 2割負担 1割負担

1割負担

....

※第2号被保険者、市民税非課税の方、生活保護受給の方は上記に関わらず1割負担。

※平準化により、介護保険料の年額が

変わるものではありません。

②同一世帯の第1号被保険者の 年金収入+その他の合計所得金額

単身:280万円未満

(年金天引き)納付額の 介護保険料特別徴収

いています。 月・2月を「本徴収」として納めていただ は、4月·6月·8月を「仮徴収」、10月·12 介護保険料の特別徴収(年金天引き)

平準化を行います。 なるよう8月以降の徴収額を調整し で、年間を通してできるだけ均等な額に きな差が生じる場合があります。そこ などにより、仮徴収額と本徴収額に大 すが、収入の変動や介護保険料の改定 の2月の徴収額と同額が天引きされま 仮徴収の金額は、原則として前年度

※対象の方へは、変更金額を記載した通 対象 特別徴収の方で、「仮徴収の額 ことが想定される方 と「本徴収の額」に大きな差が生じる

※仮徴収額と本徴収額の差が少ない方 は対象となりません。 知書を7月上旬に送付します。

※平準化の実施にあたり、個人での手続 きは必要ありません。

市内の移動はふれあいバスをご利用ください

問合 企画政策課まちづくり戦略G ☎55-9465

市では、ふれあいバス(市巡回バス)を運行しています。 市内4コースを1乗車100円(小学生以下は無料)で、どなたでもご利用いただけます。

コース概要

Aコース(公共施設巡回コース)

運行…月~土曜日、1日5便

接続便…「大縄住宅」、「西地域防災コミュニティセン ター | に設置された接続便停留所からふれあいバス停留 所「津島神社南」までをタクシー車両を使って予約に応 じて運行します。

Bコース(神島田コース)

Cコース(神守北回りコース)

Dコース(神守南回りコース)

運行…月~土曜日、1日4便

※詳しくは、公共施設等に設置するふれあいバス時刻表 または市ホームページをご覧ください。

※月~土曜日のうち、祝日も運行します。

ふれあいバス時刻表設置場所

市役所、神守支所、神島田連絡所、文化会館、総合保健 福祉センター、市民病院、児童科学館、市立図書館、津 島駅、市情報コーナー(ヨシゾヤ津島本店内)

バスロケーションシステム を導入しました

携帯電話やスマートフォンから専用サイトにアクセスす ることで、バスの発車時刻や運行状況がリアルタイムで 確認できる「バスロケーションシステム」の運用を開始し ました。

利用方法 携帯電話またはスマートフォンで専用二次元 バーコードを読み込むか、URLを直接入力して専用サ イトにアクセスしてください。

https://navi.meitetsu-bus.co.jp/tsushima/



すべてのバス停留所の時刻表に上記二次元バーコード 付きステッカーを貼付しています。

※通信料は利用者負担となります。

生涯学習センターを利用してみませんか?

問合 生涯学習センター **☎**24-1187

この施設は、生涯学習の場として研修会や会議な ど人数に合わせて利用できる会議室と日本間を設 け、さらに講演会などにご利用いただける小ホール もあります。また、健康づくりのためのスポーツ活動 の場として、バレーボール、バドミントン、バスケット ボール、卓球などが楽しめる体育室やテニス、サッ カー、ソフトボール、グラウンドゴルフなどの競技が 行える庭球場や屋外運動場があります。

町内会の会合から企業の会議、商談、各種相談会 の会場や、家族、同好会などのレクリエーションにご 活用ください(感染症対策として、施設の利用制限を 設ける場合があります)。

※大ホールは令和2年10月1日から閉鎖

所在地 莪原町字椋木5番地

利用時間 午前9時~午後9時30分 休館日 月曜日(祝日の場合は開館) 年末年始(12月29日~1月3日) 受付時間 午前9時~午後4時45分

その他 利用申込、使用料などの詳細は、市ホーム ページをご確認いただくか、直接問い合わせ先へ。

